



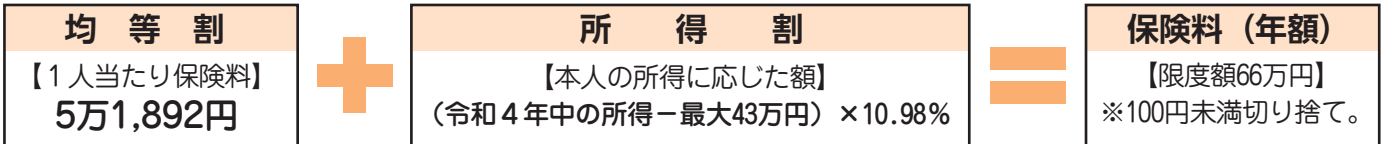
後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお知らせ・保険証(被保険者証)の一斉更新～
問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎052137)



令和5年度の保険料額は、7月にお知らせします

保険料の計算方法



※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
 ※所得は前年の収入から必要経費(公的年金控除や給与所得控除額など)を差し引いたものです。
 ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

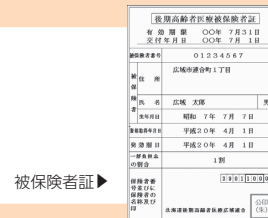
保険料の支払い方法

保険料の納付は、原則『年金天引き』です。申し出により『口座振替』に変更することができます。
 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は年金天引きの対象になりません。納付書または口座振替で納めてください。
 (1)介護保険料が年金天引きされていない方(年金額が年額18万円未満の方)
 (2)介護・後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
 (3)新たに制度に加入した方の半年の期間

- 口座振替について、国民健康保険税から自動継続はされません。再度、年金・長寿医療グループへ申請してください。
- 社会保険料控除は、年金天引きの方は本人、口座振替の方は口座名義人に適用されます。

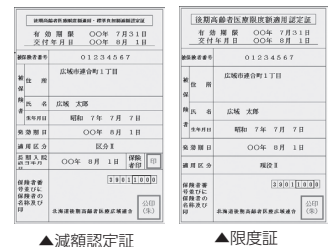
保険証が新しくなります(橙色→黄色)

現在、使用している保険証は、8月以降は使用できません。
 新しい保険証は7月中に交付します。



減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(水色→黄緑色)

現在、使用している減額認定証および限度証は、8月以降は使用できません。
 引き続き交付対象に該当する方には、新しい減額認定証および限度証を7月中に交付します。
 また、新たに次の交付要件に該当し、同証が必要となる方は、年金・長寿医療グループへ申請してください。



交付要件

◆減額認定証(区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方)

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用。 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。 ●老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証(次の3区分のうち現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方)

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者

※新しい保険証、減額認定証、限度証の有効期限は、令和6年7月31日(水)です。